

令和7年度固定資産税・都市計画税(土地・家屋)納税通知書に係る 課税誤りについて

「令和7年度固定資産税・都市計画税(土地・家屋)納税通知書」の一部の通知書に課税の誤りがあることが判明しましたのでお知らせいたします。

本件につきましては、関係の皆様にご迷惑をおかけし、おわび申し上げます。

1 概要

令和7年5月1日付けで発送した「令和7年度固定資産税・都市計画税(土地・家屋)納税通知書」について、課税内容の一部が法務局の登記情報に基づいていないことが判明したものです。

2 原因

土地・家屋に係る固定資産税及び都市計画税は、登記簿に登記されている内容に基づき、納税義務者に納税通知書を送付します。登記が変更された場合は、法務局からの登記済通知書を受けて納税義務者、課税内容等の変更を行いますが、一部の資産に係る登記済通知書に関し、行き違いが生じたことが原因です。

3 納税義務者等への影響と今後の対応

課税の対象でなかった方(17名、税相当額計約189万円)及び課税の対象でない資産を課税の対象としていた方(4名、税相当額計約3千円)には、おわび文及び今後の対応に係る案内を送付するとともに、個別に説明を行ってまいります。

なお、既に納付済みで還付対象の税額がある方(14名、還付額計約122万円)には、還付手続を併せてご案内いたします。

また、課税の対象であった方(9名、税相当額計約124万2千円)及び課税の対象である資産を課税の対象としていなかった方(7名、税相当額計約65万円)には、おわび文及び正しい「令和7年度固定資産税・都市計画税(土地・家屋)納税通知書」等を送付するとともに、個別に説明を行ってまいります。

今後の登記情報に基づく事務に当たっては、法務局との連携を徹底し、再発防止に努めてまいります。

問合せ先
資産税課
直通電話 042-769-8223
対応責任者 長島